

平成30年度行政事業レビューシート (復興庁)

事業名	災害救助法による災害救助等			担当部局庁	復興庁	作成責任者		
事業開始年度	平成24年度	事業終了(予定)年度	平成32年度	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 山口 浩孝	
会計区分	東日本大震災復興特別会計							
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・災害救助法第21条 ・災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項、第9条 ・災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項			関係する計画、通知等	・災害救助費の国庫負担について ・東日本大震災における災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付けの財源として必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて			
主要政策・施策	国土強靱化施策			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	【災害救助費等負担金】 ・東日本大震災に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。 【災害弔慰金等負担金】 ・市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。 【災害援護貸付金】 ・自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	【災害救助費等負担金】 ・災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施する。 【災害弔慰金等負担金】 ・災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡された者の遺族に対して弔慰金、又は重度の障害を負った者に対して見舞金を支給した場合、国が1/2(都道府県1/4・市町村1/4)補助する。 【災害援護貸付金】 ・災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、市町村が、都道府県内で災害救助法が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付ける。							
実施方法	負担、貸付							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求	
		補正予算	40,612	33,387	23,045	16,703	9,723	
		前年度から繰越し	-	▲ 2,689	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	40,612	30,698	23,045	16,703	9,723	
	執行額	25,366	23,795	16,171	-	-		
	執行率 (%)	62%	78%	70%	-	-		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	62%	78%	70%	-	-			
平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由				
	災害救助費等負担金	16,191	8,999	被災県への調査により所要見込額が減少したため				
	災害弔慰金等負担金	176	222					
	災害援護貸付金	336	502					
	-	-	-					
	計	16,703	9,723					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-
	-	-	目標値	-	-	-	-	-
	-	-	達成度	%	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	-							
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック	

		定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と27～29年度の達成状況・実績					
		災害救助費等負担金、災害弔慰金等負担金、災害援護貸付金は、それぞれ法に基づき地方自治体が支出した費用の一部を負担するものであり、定量的な目標の設定はなじまない。			災害に際して、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、必要な予算措置を講じ、地方自治体において必要な金額を執行する。 応急仮設住宅入居戸数 平成27年度 60,589戸、平成28年度33,525戸、平成29年度16,247戸 災害弔慰金等支給実績 平成27年度 201件、296百万円 平成28年度 132件、188百万円 平成29年度 102件、153百万円 災害援護資金貸付実績 平成27年度 489件、783百万円 平成28年度 355件、607百万円 平成29年度 177件、254百万円					
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度
		地方自治体が必要とする額を執行する	地方自治体からの申請額に対する執行率	実績	%	100	100	100	-	-
				目標値	%	100	100	100	-	100
				達成度	%	100	100	100	-	-
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
	○災害救助費等負担金 応急仮設住宅の入居戸数			活動実績	戸	60,589	33,525	16,247	-	-
				当初見込み	-	-	-	-	-	
				達成度	%	100	100	100	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
	○災害弔慰金等負担金 災害弔慰金等支給件数			活動実績	件	201	132	102	-	-
				当初見込み	-	-	179	156	-	
				達成度	%	100	100	100	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
	○災害援護貸付金 災害援護資金貸付件数			活動実績	件	489	355	177	-	-
				当初見込み	-	-	276	339	-	
				達成度	%	100	100	100	-	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
	○災害救助費負担金 支給額/支給自治体数			単位当たりコスト	百万円	5,721	5,931	5,255	-	
				計算式	/	22,882/4	17,793/3	15,764/3	-	
				達成度	%	100	100	100	-	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
	○災害弔慰金等負担金 支給額/支給自治体数			単位当たりコスト	百万円	98	62	37	-	
				計算式	/	296/3	188/3	153/4	-	
				達成度	%	100	100	100	-	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
	○災害援護貸付金 支給額/支給自治体数			単位当たりコスト	百万円	98	87	42	-	
				計算式	/	783/8	607/7	254/6	-	
				達成度	%	100	100	100	-	
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	1. 防災政策の推進								
		施策	(5) 防災行政の総合的推進							
	測定指標		定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
-										

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	災害に際して、救助を必要とする者に対し応急的に必要な救助を行うものであるため国民や社会のニーズを反映したものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫負担すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	避難所の設置など応急的に必要な救助を行っているところであり、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としているため、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-		
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	法に基づき災害救助費、災害弔慰金、災害援護貸付金に必要な費目に限定される。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	法に基づき災害救助費、災害弔慰金、災害援護貸付金に必要な費目に限定される。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	精算監査を行うことにより、適正な予算の執行に努めている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	特別会計：東日本大震災分 一般会計：上記以外の災害分	
	所管府省名	事業番号		事業名
	内閣府	0049		災害救助等に要する経費
点検・改善結果	点検結果	災害救助費等負担金は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。 災害弔慰金等負担金は、行政(国・都道府県、市町村)が、災害で現にお亡くなりになった方のご遺族に対し、弔慰を示すこと等を目的とするものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また支給に当たっては法に基づき、適切に災害弔慰金が支給されている。 災害援護貸付金は、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる(事業が実施される)ため、コスト削減等の点検にはなじまないと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。		
	改善の方向性	法律の規定に基づき支給するものであり、改善の余地はない。		

外部有識者の所見

対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現
状
通
り

災害救助及び被災者の方々の支援の観点から必要性の高い事業である。毎年度多額の不用がある事から、今後の見通しを精査し、予算規模の適正化を行うこと。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
状
通
り

災害救助及び被災者の方々の支援をおこなっているところであり、引き続き被災者等に寄り添った、より効率的な執行に努めていく。しかしながら、毎年度多額の不用が出ている事から、予算規模の適正化に努めていく。

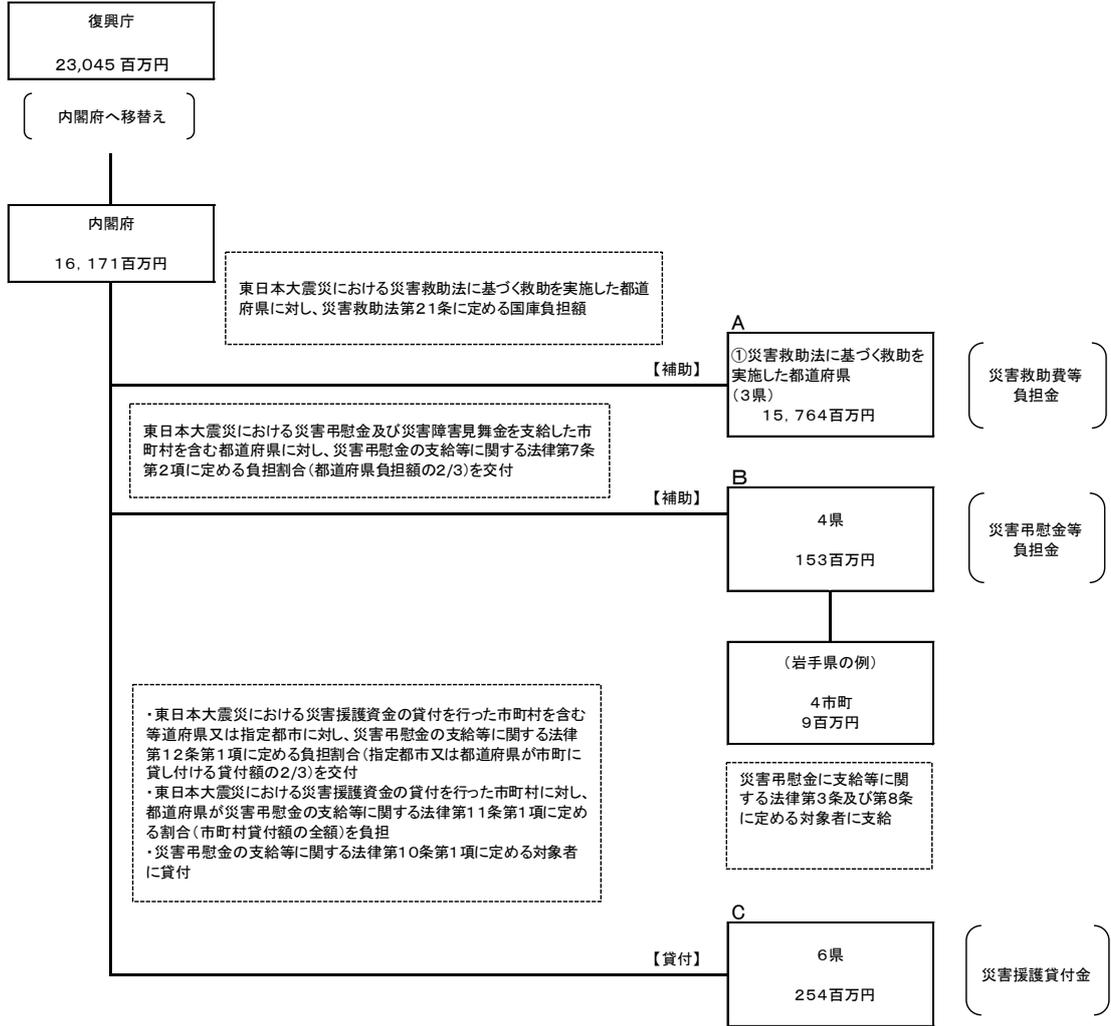
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	47	平成25年度	069・076・077・新26-007
平成26年度	0019	平成27年度	0020	平成28年度	0016		
平成29年度	復興庁 (0012)						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.福島県			B.福島県		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	負担金	災害救助法に基づく救助	7,447	負担金	災害弔慰金等	138
	計		7,447	計		138
		C.宮城県			D.	
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	貸付金	災害援護貸付金	161			
	計		161	計		0

